（介護予防）認知症対応型共同生活介護　重要事項説明書

２０２６年6月１日現在

１　サービスについての相談窓口

電話０３－５９８０－６２２２　FAX０３－５９８０－６１８１

担当 村越　快輝　（月曜～土曜　９：００～１７：００）

２　（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	東京ほくと医療生活協同組合	代表者氏名	代表理事　今泉　貴雄
本社所在地	東京都北区豊島三丁目４番15号　（０３-３９２７-８８６４）		
法人設立年月日	１９５３年年3月２７日		

３　利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ほくと　ひまわりの家	介護保険指定事業所番号	１３９１７００２５７
事業所所在地	東京都北区西ヶ原２-２４-８		

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	１、東京ほくと医療生活協同組合が今日まで培ってきた医療・福祉・介護事業の経験と実績をもとに、「住み続けられるまちづくり」をさらにすすめ、高齢者福祉に貢献することをめざします。 ２、高齢者が住みなれた町で暮らし続けられるように、できるだけ経済的な負担を抑え、誰もが入居できるグループホームを地域で創ります。
運営の方針	１、利用者と職員が「一緒に暮らす家」として家庭的な雰囲気で生活できるようにします。 ２、利用者の人格を尊重し、利用者の立場にたったサービスの提供に努め個別計画を作成し、適切なサービスを提供して、質の高い介護ケアを追及します。 ３、１日３回の食事を大切にし、その日の気分に合わせた食事内容や一緒に作る楽しみを実践します。 ４、職員の研修、教育を重視し利用者に寄り添い、利用者が明るく笑顔で過ごせるように力量向上をめざします。

(3)事業所の施設概要

建築	ＳＲＣ造、ＲＣ造	延床面積	３３２．２２㎡
開設年月日	平成２３年6月１日		
ユニット数	１ユニット	居室数	１ユニット　　９室
共有施設	台所・食堂・居間・洗濯室・浴室・便所		

(4)サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	２４時間体制	日中時間帯	７時００分～２０時３０分
利用定員内訳	９名		

(5)事業所の職員体制

管理者	村越　快輝（介護福祉士）	
職	職　務　内　容	人員数
管理者	1　従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2　従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常　勤１名 介護従業者と兼務
計画作成担当者	1　適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2　連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	１名以上 介護従業者と兼務

介護従業者	1　利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	７名以上 内、２名管理者･計画作成担当者と兼務

4　提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ　ー　ビ　ス　の　内　容
（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成		1　サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 2　利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3　（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成した際は、当該計画書を利用者に交付します。 4　計画作成後においても、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食　　事		1　利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 2　摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 3　可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 4　食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	1　食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2　嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1　１週間に２回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等	1　できる限り離床していただけるよう配慮します。※寝たきり防止。 2　生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行います。 3　個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4　シーツ交換は、定期的に行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動･移乗介助	介助が必要な場合は、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な場合は、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
健康管理		1　医師による２週間に１回の診察日を設け、利用者の健康管理につとめます（ただし５週ある月は３週間に１回の場合もあり）。
その他		1　利用者の選択に基づき、趣味･趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2　良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 3　利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4　利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、必要な支援を行います。 5　家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

(2) 利用料金

重要事項説明書別紙（1）（2）をご参照ください。

５　入退居に当たっての留意事項

①入居について

ほくとひまわりの家は以下の条件を満たす方がご入居できます。

・北区にお住まいの方で要支援２～要介護５までの介護認定を受けられていること。

・医師から、認知症の診断をされていること。

（１）入居を希望される場合、ほくとひまわりの家を見学、家族面談ののち、入居申込書、健康診断書、同意書等必要書類をご提出頂きます。

（空室がない場合は健康診断書の提出はこちらからのご連絡後となります。）

（２）入居が決まりましたら、こちらからご連絡後、ご契約、入居手続きとなります。

入居日についてはご相談の上決定いたします。

入居当日は必ずご家族または代理人の同行をお願いいたします。

（３）入居後の医療機関受診時は、外来受診につきましてはご家族の付き添いをお願いします。

（４）共同生活を営む上で入居のしおりに記載されているルールを守って頂くようお願いいたします。

②退居について

ご利用者様、ご家族または代理人の希望により退居される場合は、退居日の１カ月前までに文書にてご連絡ください。退居後在宅での生活が円滑に送れるように必要な措置を講じます。

また、以下の状況になった場合、事業所の判断で退居して頂く場合があります。あらかじめご了承ください。

（１）１カ月以上にわたり、入院などの理由でホームでの生活が送れない場合。また明らかに１カ月以内に退院が見込めない場合。

（２）病状の悪化等により、以下に挙げるような常時医療的管理が必要な状態になった場合。

糖尿病でインスリン注射での血糖コントロールが必要になった場合。　/　在宅酸素の適応になった場合。

胃ろう等経管栄養の適応になった場合。　/　膀胱ろう、ストマなどの適応になった場合。

人工透析の適応になった場合。　/　吸引が必要になった場合。

その他常時医療的管理が必要となり、入居継続が困難になった場合。

（３）少人数による共同生活を営むことができなくなった場合。

（４）自傷、他害のおそれがある場合

（５）ご利用者様またはご家族が利用料金の支払いを２カ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、３０日以内に支払われない場合。

※以下の場合については自動的に退去（終了）となります。

・要介護認定区分が自立もしくは要支援１と認定された場合。

・ご利用者様が介護老人施設に入所した場合。

・ご利用者様がお亡くなりになった場合。

※退居時には居室は現状に復するか、現状に復するための必要な経費を負担して頂きます。

６　衛生管理等

⑴利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

⑵食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

⑶ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回

以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

7　業務継続計画の策定等について
(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8　緊急時の対応方法について
心身の異常等、緊急事態が生じたときは速やかに主治医・上記協力医療機関と連絡を取り、必要な措置を講じます。 同時に施設管理者およびあらかじめ指定されているご家族または代理人に連絡します。状況によっては救急車による搬送で対応します。

協力医療機関	王子生協病院	生協王子歯科	訪問看護ステーションほくと
住所	北区豊島３－４－１５	北区豊島３－１９－３	北区豊島３－１９－３
電話番号	０３－３９１２－２２０１	０３－３９２７－９５７３	０３－５９０２－７１５６

9　事故発生時の対応方法について
利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10　非常災害対策
①　事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き､非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理者	施設長　村越　快輝	火元責任者	施設長　村越　快輝

②始業時、終業時には火災危険防止のため自主的に点検を行います。
③非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火責任者が立ち会います。
④非常災害用設備は常に有効に保持するように努めます。
⑤火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたります。
⑥防火責任者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
防火訓練　年　　２回　　消火訓練　年　　２回
⑦地域の住民の方々と合同訓練を実施します。
⑧その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

11　サービス提供に関する相談、苦情について
(1)　苦情処理の体制及び手順

提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置し、迅速に対応します。

(2)　苦情申立の窓口

事業所の苦情相談窓口	担当　施設長　村越　快輝 電話　０３－５９８０－６２２２ ＦＡＸ　０３－５９８０－６１８１
北区介護保険課事業者支援係	電話　０３－３９０８－１１１９ ＦＡＸ　０３－３９０８－８３２５
東京都国民健康保険団体連合会	電話　０３－６２３８－０１７７

12　サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。評価結果につきましてはとうきょう福祉ナビゲーション　www.fukunabi.or.jp で検索できます。

13　情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、とうきょう福祉ナビゲーション（www.fukunabi.or.jp）において公開しています。

14　秘密の保持と個人情報の保護について

事業者、および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、個人情報は、当事業者の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき適切に運用いたします。

15　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	施設長　村越　快輝

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16　身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、５年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及

ぶことが考えられる場合。

(2) 非代替性‥‥身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

(3) 一時性‥‥‥利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

17 地域との連携について

① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携/協力を行う等地域との交流に努めます。

② 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね２月に１回以上運営推進会議を開催します。

③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

18 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

19 サービス提供の記録

① 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から５年間保存します。

② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

21 重要事項説明の年月日年

年　　月　　日

認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、契約書及び本書面にて重要な事項の説明を行いました。

事業者	所在地	東京都北区豊島三丁目４番１５号
	法人名	東京ほくと医療生活協同組合
	代表者名	代表理事　今泉　貴雄
	事業所名	ほくと　ひまわりの家
	説明者氏名	

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住　所	
	氏　名	

重要事項説明書別紙（１）１割負担の場合

① 介護・介護予防自己負担額

原則として下記の基本料金（料金表）です。お持ちの介護負担割合証に記載された自己負担割合となります。※自己負担額は月単位で合算して計算。１円未満は端数処理のため実際のご請求額とは異なります。

	総額（１日あたり）		自己負担額（１日あたり）	総額（３１日あたり）	自己負担額（３１日あたり）
要支援２	８，２９４円		８２９円	２５７，１１４円	２５，７１１円
要介護１	８，３３８円		８３３円	２５８，４７８円	２５，７４７円
要介護２	８，７３０円		８７３円	２７０，６３０円	２７，０６３円
要介護３	８，９８１円		８９８円	２７８，４１１円	２７，８４１円
要介護４	９，１６６円		９１６円	２８４，１４６円	２８，４１４円
要介護５	９，３６３円		９３６円	２９０，２５３円	２９，０２５円
その他の加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ		２０円	６，０８２円	６２０円
	医療連携体制加算Ⅰハ（１日あたり） ※要支援２の方は算定対象外		４1円	１２，５０２円	１，２７１円
	初期加算（入所から３０日）		３３円	９，８１０円（30日）	９９０円（30日）
	入院時費用（1月に6日を限度）		２６８円	１６０８８円（6日）	１６０８円（6日）
	看取り加算	死亡日以前３１～４５日	７９円	１１，７７２円（15日間）	１，１８５円（15日間）
		死亡日以前４～３０日	１５７円	４２，３７９円（27日間）	４，２３９円（27日間）
		死亡日前日、前々日	７４２円	１４，８２４円（2日間）	１，４８４円（2日間）
		死亡日	１，３９６円	１３，９５２円（1日）	１，３９６円（1日）
	退居時相談援助加算（１回限り）		４，３６０円		４３６円
	科学的介護推進体制加算（１月あたり）		４３６円		４４円
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		１０９円		１０円
	協力医療機関連携加算（１月あたり）		１０９０円		１０９円
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ（1月あたり）		１０９円		１１円
	介護職員処遇改善加算Ⅰ（ロ）		当該加算の算定要件を満たす場合		所定単位数の２２．８％

② 実費

項目	１カ月あたり	１日あたり
家賃（１か月あたり）	６７，０００円	２，２４０円
食材料費（１か月あたり）	３９，０００円	１，３００円
光熱費（１か月あたり）	１５，０００円	５００円
共益費（１か月あたり）	１５，５００円	５２０円
おむつ代	実費	実費
その他日常生活上かかる実費（歯ブラシ、ティッシュ、化粧品、保湿クリーム等消耗品　理美容代、嗜好品）	実費	実費

職員による買い物代行代（上記、日用品等で職員が買い物に代行して買い物にいった場合）	実費	1回につき５００円

①お支払につきましては、特段の事情がない限り、口座振替でお願いいたします。翌月２０日までに請求書を送付いたします。振替日は毎月２７日（日曜・祝日の場合は翌営業日）となります。前々日までのご入金をお願いいたします。②家賃は、入居が15日までの場合は全額、16日以降の場合半額お支払いいただきます。③なお入院された場合、家賃は全額お支払いいただきます。③退居時の家賃及び食材料費、光熱費、共益費は日割り計算します。その他日常生活上かかる実費は、一旦ひまわりの家で立て替え、後日利用料と一緒に請求させていただきます。

重要事項説明書別紙（２）　生活保護受給の方は以下の料金となります。

① 介護・介護予防自己負担額

※自己負担額は月単位で合算して計算。1円未満は端数処理のため実際のご請求額とは異なります。

			総額（１日あたり）	自己負担額（１日あたり）	総額（３１日あたり）	自己負担額（３１日あたり）
要支援２			８，２９４円	８２９円	２５７，１１４円	２５，７１１円
要介護１			８，３３８円	８３３円	２５８，４７８円	２５，７４７円
要介護２			８，７３０円	８７３円	２７０，６３０円	２７，０６３円
要介護３			８，９８１円	８９８円	２７８，４１１円	２７，８４１円
要介護４			９，１６６円	９１６円	２８４，１４６円	２８，４１４円
要介護５			９，３６３円	９３６円	２９０，２５３円	２９，０２５円
その他の加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ			２０円	６，０８２円	６２０円
	医療連携加算Ⅰハ（１日あたり）※要支援２の方は算定対象外			４１円	１２，５０２円	１，２７１円
	初期加算（入所から３０日まで）			３３円	９，８１０円（30日）	９９０円（30日）
	入院時費用（1月に6日を限度）			２６８円	１６０８８円（6日）	１６０８円（6日）
	看取り加算	死亡日以前３１～４５日		７９円	１１，７７２円（15日間）	１，１８５円（15日間）
		死亡日以前４～３０日		１５７円	４２，３７９円（27日間）	４，２３９円（27日間）
		死亡日前日、前々日		７４２円	１４，８２４円（2日間）	１，４８４円（2日間）
		死亡日		１，３９６円	１３，９５２円（1日）	１，３９６円（1日）
	退居時相談援助加算（１回限り）			４，３６０円		４３６円
	科学的介護推進体制加算（１月あたり）			４３６円		４４円
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)			１０９円		１０円
	協力医療機関連携加算（1月あたり）			１０９０円		１０９円
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ（1月あたり）			１０９円		１１円
	介護職員処遇改善加算Ⅰ			当該加算の算定要件を満たす場合		所定単位数の１８．６％

②実費

項目	１カ月あたり	１日あたり
家賃（１か月あたり）	６７，０００円	２，２４０円
敷金（生活保護受給者のみ）	１３４，０００円	
礼金（生活保護受給者のみ）	１３４，０００円	
食材料費（１か月あたり）	３６，３００円	１，２１０円
光熱費（１か月あたり）	１５，０００円	５００円
共益費（１か月あたり）	１５，５００円	５２０円
紙おむつ代	実費	実費
その他日常生活上かかる実費　（歯ブラシ、ティッシュ、化粧品、保湿クリーム等消耗品、理美容代、嗜好品）	実費	実費

職員による買い物代行代（上記、日用品等で職員が買い物に代行して買い物にいった場合）	実費	１回につき５００円

①お支払につきましては、特段の事情がない限り、口座振替でお願いいたします。翌月２０日までに請求書を送付いたします。振替日は毎月２７日（日曜・祝日の場合は翌営業日）となります。前々日までのご入金をお願いいたします。②敷金につきましては、退居時の現状復帰の費用にあてられます。尚、残金が発生した場合は返金するものとします。③礼金につきましては、実費その他日常生活費等の不足分にあてられます。月の途中での入退居もしくは入退院された場合、家賃は全額お支払いいただきます。食材料費、光熱費、共益費は日割りでお支払いいただきます。④その他日常生活上かかる実費につきましては、ご利用者さまの個人の嗜好で購入するもの、消耗品等となります。こちらの精算については、一旦ひまわりの家で立て替え、後日利用料と一緒に精算させていただきます。